## 夫婦同氏強制及び再婚禁止期間等の民法の差別的規定の早期改正を求める会長声明

夫婦同氏を強制する民法第750条が憲法及び女性差別撤廃条約に違反するとして男女5人が国に対して損害賠償を求めた訴訟の上告審で、最高裁第三小法廷は、本年2月18日、審理を大法廷に回付した。また、女性だけに離婚後6カ月間の再婚禁止期間を定める民法第733条が違憲であるとして女性が国に損害賠償を求めた訴訟の上告審についても、同日、第三小法廷が審理を大法廷に回付した。

民法第750条が定める夫婦同氏強制のもとでは、夫婦は、婚姻に際し夫または妻のどちらか一方の氏を選択しなければならない。これにより、96.17%の夫婦において妻が改氏するという異常な実質的不平等が生じている上(2012年厚生労働省人口動態統計)、改氏を余儀なくされることにより生じる不利益は甚大である。氏名は個人として尊重される基礎であり、人格の象徴として人格権の一内容を構成するものであるから(最高裁昭和63年2月16日判決)、自己の生来の氏が婚姻後使用できなくなることは、明らかな人権侵害である。

また、民法第733条が女性にのみ課している待婚期間は、主に 父子関係の確定のための規定とされるが、夫婦や家族のあり方が 多様化した今日の実情にそぐわないばかりか、科学技術の発達に より親子関係の確定が容易になったことから、もはやその必要性も 大きく減退している。女性のみに6カ月間もの待婚期間を要する のは、女性に対する不合理な差別である。

法制審議会は、1996年に「民法の一部を改正する法律案要綱」 を総会で決定し、男女とも婚姻適齢を満18歳とすること、女性の 再婚禁止期間の短縮、選択的夫婦別氏制度の導入、及び、婚外 子と婚内子の相続分を同等とすることを答申し、また、2010年にも上記要綱と同旨の法律案が法務省により準備された。また、国連の自由権規約委員会、女性差別撤廃委員会、児童の権利委員会及び社会権規約委員会は、日本に対し、差別的規定の改正について重ねて勧告等を行ってきた。

以上にもかかわらず、国会は、婚外子の相続分を婚内子の相続分の2分の1と定めた民法第900条4号ただし書前半部分の改正を行ったのみで、それ以外の差別的な規定については放置している。夫及び妻に同一の性を選択する権利を保障するために、選択的夫婦別氏制度を採用し、再婚禁止期間については見直すことを内容とする民法改正が必要である。すでに、女性差別撤廃条約の批准から29年が経過しており、国会が上記各差別的規定を放置することは許されない。

当会は、差別的な上記各規定の改正を多年にわたり求めてきた(2007年9月10日「民法第772条の改正を求める意見書」、2010年3月4日「民法(家族法部分)の早期改正を求める会長声明」、2013年9月5日「民法(家族法)の改正を求める会長声明」など)。夫婦同氏を強制する民法第750条及び女性だけに離婚後6カ月間の待婚期間を定める民法第733条の違憲性等を問う上告審の審理が大法廷に回付された今、当会は、国会が、両規定を含む民法の差別的な各規定を改正するよう、強く求めるものである。

2015年3月2日 東京弁護士会会長 髙中 正彦

# 改めて, 少年事件の実名等の報道に強く抗議し, 少年法第61条の遵守を求める会長声明

株式会社新潮社は、昨日発売された「週刊新潮」2015年3月12日号において、去る2月20日に神奈川県川崎市で中学1年生男子の遺体が発見された事件の記事の中で、被疑者である少年の実名を挙げ、顔写真を掲載した。これは、少年のとき犯した罪について、氏名、年齢、職業、住所、容ぼう等、本人と推知することができるような記事又は写真の掲載を禁止した少年法第61条に違反し、許されないものである。

当会は、去る2月6日にも、同社が、名古屋市で女性が殺害された事件の被疑者として逮捕された少年の実名及び顔写真を掲載したことに対して、少年法第61条の遵守を求める会長声明を発したところである。

それにもかかわらず、同社が再び、独自の見解に基づいて、少年法第61条に明白に違反する記事掲載を取行したことは、法治国家に対する挑戦であると言わざるを得ず、誠に遺憾である。

少年法は第1条において、少年の「健全な育成」すなわち少年の成長発達権の保障の理念を掲げている。そして、推知報道がされると、少年のプライバシー権や成長発達権を侵害し、ひいては少年の更生と社会復帰を阻害するおそれが強いことから、同法第61条は、少年の推知報道を、事件の区別なく一律に禁止している。

国際的に見ても、我が国も批准している子どもの権利条約は、第16条で、子どものプライバシー権、名誉権の保障を規定しており、第40条第2項(b)(vii)で、刑罰法規を犯したとされるすべての子どもの私生活が手続のすべての段階において十分に尊重されるべき旨規定している。また、少年司法運営に関する国連最低基準規則第8条も、少年のプライバシーの権利はあらゆる段階で尊重されなければならず、原則として少年の特定に結びつくいかなる情報も公表してはならないとしている。

そもそも, 少年事件の背景や要因は複雑であり, 事案の真相 解明は家庭裁判所の調査・審判を待たなければならないが, 重大 な事件を起こした少年は、その成育過程において、虐待、貧困 その他の劣悪な環境で育ったことにより、人格的発達が未熟であ ることが少なくないといわれている。

そのため、報道機関には、事件の背景・要因を正確かつ冷静 に報道する姿勢こそが求められる。

ところが、新潮社はかねてより、少年法第61条に違反することを認識した上で、無罪推定の原則が働いているにもかかわらず、逮捕された少年を犯人と決め付け、少年に対する私的制裁とも言うべき実名等の報道を繰り返している。

同社は、少年法第61条違反を敢行する理由として、同法違反の記事について出版社等の賠償責任を否定した2000年2月29日の大阪高裁判決や、ネット上で既に実名等の情報が拡散していること、さらには被害者側が実名等で報道されることとの対比などを挙げている。しかし、上記大阪高裁判決は、少年法第61条に違反した記事であっても、出版社が少年に対して直ちに民事上の賠償責任を負うわけではないということを示したに過ぎず、少年法第61条に違反する報道を正当化したわけではない。むしろ、同判決は、出版物の発行者は少年法第61条の趣旨を尊重すべきであると述べているのである。

当会は、新潮社に対し、同社の行為が少年法及び子どもの権利条約に反し、少年のプライバシー権及び成長発達権を著しく侵害するものとして強く抗議するとともに、今後、同社が少年の人権を侵害する報道を二度と繰り返さないことを、改めて求める。

また,すべての出版・報道機関に対して,少年法を遵守し,少年及び関係者の人権の保障に留意して報道を行うことを要望する。

2015年3月6日 東京弁護士会会長 髙中 正彦

### 東日本大震災発生から5年目を迎えての声明

本日,2011年(平成23年)3月11日に発生した東日本大震災から丸4年が経過し、いよいよ節目となる5年目を迎えた。被災地の復旧・復興及びまちづくりは未だ途半ばである。今なお、避難生活を余儀なくされている被災者の方は約23万人に及んでいる。丸4年という月日は、自治体間あるいは個人間に復旧・復興の格差という新たな問題を生じさせ、被災者・被災地が抱える問題はますます複雑化・深刻化している。

関東弁護士会連合会並びに東京弁護士会,第一東京弁護士会 及び第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という。)は、 発災直後に、関東弁護士会連合会では東日本大震災災害対策 本部、東京三弁護士会では災害復旧復興本部をそれぞれ立ち上 げ、電話相談や避難所相談、原子力損害賠償・廃炉等支援機 構の相談、被災地への各種支援等を実施すると共に、国や地方 自治体に対し、二重ローン問題対策、福島原子力発電所事故被 害の消滅時効期間の延長を求める働きかけなどを行ってきたが、 まだ解決されていない問題も多い。

まず、ほとんどの仮設住宅・みなし仮設住宅の期限は来年3月までとなっているため、多くの被災者・被害者が現に不安を抱えている。国と被災三県、そして避難先の各都道府県は、被災者の状況を調査し、できるだけ早急に使用期限を適切な時期まで延長すべきである。

また,いわゆる二重ローン問題が十分に解決されていない。当初1万件の利用が見込まれていた個人版私的整理ガイドライン

(被災ローン減免制度)の成立件数は、現時点で僅か約1200件である。その結果、戸建再建を希望していた被災者がこれを断念し公営住宅への入居を余儀なくされるなど、被災者の生活再建に悪影響を及ぼしている。更なる告知を行うなどして利用促進を促すと共に、立法化も含めた新たな制度を検討すべきである。

さらに、災害関連死が増加し続けているにもかかわらず、自治体毎の認定格差の問題が一向に解決されず、多数の行政訴訟が 提起されるなど、丸4年という月日が経過したにもかかわらず、 解決されていない問題は多数に及んでいる。

残念ながら被災地以外の地域では、震災及び原発事故の被害は 厳然と存在するのに、社会的風化は進んでいる。しかし、関東 弁護士会連合会及び東京三弁護士会は、これまでと変らず被災 者・被害者の人権擁護のため、東日本大震災に関する諸問題の 解決について、国や関係機関に対する積極的な提言を行うほか、 今後とも被災者・被害者へ寄り添いながら法律相談などの支援 活動をより一層力強く取り組むことをあらためて決意し、今後も 全力を尽くすことをここに宣言する。

#### 2015年3月11日

関東弁護士会連合会 理事長 若旅 一夫東京 弁護士会 会 長 髙中正彦第一東京弁護士会 会 長 神 洋明第二東京弁護士会 会 長 山田秀雄

### 労働時間規制の緩和に反対する会長声明

2015年3月2日,厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会は,同年2月13日付「今後の労働時間法制等の在り方について」と題する建議に基づいて諮問された「労働基準法等の一部を改正する法律案要綱」(以下「改正案要綱」という。)について、おおむね妥当との答申を厚生労働大臣に対して行った。この答申を受けて,厚生労働省は,労働基準法改正案を本年の通常国会に提出する予定である。

改正案要綱では、「特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)」と称する、職務の内容や要件を満たした労働者について労働時間規制の適用除外とする制度(以下「新制度」という。)が創設されているが、その趣旨は、「時間ではなく成果で評価される働き方を希望する労働者のニーズに応え、その意欲や能力を十分に発揮できるようにするため」と説明されている。

しかし、そのような改正の趣旨にもかかわらず、新制度の導入によって長時間労働がいっそう助長されるであろうことは、現行法において労働時間規制の適用除外とされている管理監督者の実労働時間が、規制を受ける労働者に比べて著しい長時間労働となっている実態からも容易に予見できるところであり、長時間労働を抑止し、労働者の命と健康を守り、ワークライフバランスの確保を図る理念に逆行する結果をもたらすというべきである。

現行労働基準法は、1日8時間1週40時間の法定労働時間を超える労働の禁止、労働時間が一定を超えた場合の休憩や毎週1回の休日を規定し、例外的に法定労働時間を超えた労働や休日労働をさせるには36協定を締結し、残業時間に応じた割増賃金を支払わなければならないこと、深夜労働にも割増賃金を支払わなければならないことを義務付けているが、この新制度によって、対象となる労働者について労働時間規制の適用をすべて除外すれば、労働者がどれだけ長時間労働や深夜労働をしても、使用者

は割増賃金の支払いを免れることができ、長時間労働に歯止めを かけることが不可能となる。

新制度の適用対象労働者の業務は、「高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と成果との関連性が通常高くない」ものとされているが、抽象的な要件であるために拡大解釈のおそれがある上、具体的対象業務は省令で定めるとされているために法改正によらずに適用対象業務が拡大される危険性もある。

さらに、適用対象労働者の年収要件についても、「使用者から支払われると見込まれる賃金の額を1年間当たりの賃金の額に換算した額が基準年間平均給与額の3倍の額を相当程度上回る水準」とされているものの、ひとたび新制度が導入されれば、なし崩し的に年収要件が引き下げられ適用対象労働者が著しく拡大していくおそれがある。

加えて、改正案要綱では、健康・福祉確保措置を講じることや、対象労働者の同意が要件とされているものの、健康・福祉確保措置は長時間労働の歯止めとしてはあまりに緩やかである。また、労働者が同意を拒否することも現実的には難しいと考えられることから、制度適用の歯止めとはなり得ない。

我が国では、長時間労働を原因とする過労死・過労自殺・過 労うつが深刻な社会問題となっており、過労死等防止対策基本法 が制定されるなど、長時間労働の解消が喫緊の課題となっている。 このような中で、長時間労働の歯止めを失わせる制度を新たに設 けることは、長時間労働をますます助長させ、労働者の生命と健 康を脅かす事態を招来することが大いに懸念されるところである。

よって, 当会は, 新制度による労働時間規制の緩和に反対する。

2015年3月18日 東京弁護士会会長 髙中 正彦